別記第三十二号様式（第百十五条第一項関係）

特定カジノ業務に従事させる者の確認申請書

年　　月　　日

カジノ管理委員会　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

特定複合観光施設区域整備法第115条第１項の規定により、特定カジノ業務に従事させる者の確認を別紙のとおり申請します。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別紙

申請対象者の氏名	住　　所	生年月日	従事させようとする特定カジノ業務の種別	従事させる際の部署及び役職

（記載上の注意）

「従事させようとする特定カジノ業務の種別」の欄には、法第114条各号に掲げる業務の別並びに同条第１号に掲げる業務に係る同号イからヘまでに掲げる事項の別、同条第２号に掲げる業務に係る同号イからニまでに掲げる事項の別及び同条第３号に掲げる業務に係る同号イからルまでに掲げる業務の別を記載し、複数ある場合には、その全てを記載すること。

別記第三十三号様式（第百十五条第二項関係）

誓　約　書

カジノ管理委員会　殿

私は、特定複合観光施設区域整備法第116条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

別記第三十四号様式（第百十五条第三項第五号（第百十八条第二項において準用する場合並びにこれらの規定を第百四十八条第二項、第百八十九条第二項及び第百九十七条第二項において準用する場合を含む。）関係）

質　問　票

年　　月　　日

住　　所
氏　　名

第１の注意事項等の内容を十分に確認した上で、この質問票に記載をしました。この質問票の記載内容及びこれを証する資料の内容は、事実に相違ありません。

備考

書面により提出する場合にあっては、用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

第１　注意事項等

１　注意事項

⑴　この質問票をカジノ管理委員会に提出するときは、その記載内容を証する資料（以下この⑴において「証明資料」といいます。）を添付してください。質問票及び証明資料に記録された個人情報は、特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）に基づく、十分な社会的信用を有する者であるかどうかの審査に使用します。

なお、特定の質問事項への回答をもって直ちに十分な社会的信用を有する者であるかどうかの判断をするものではありません。質問票の記載内容及び証明資料の内容のみによることなく、個別具体的な事情を総合的に考慮して判断をすることとなります。

⑵　次のイからハまでのいずれかに該当するときは、申請に係る許認可等を与えないことがあります。

イ　カジノ管理委員会に提出した質問票の記載内容に虚偽の記載があり、又は重要な事実の記載が欠けているとき。

ロ　カジノ管理委員会が質問票に関し、説明又は資料の提出を求めた場合において、説明若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の説明若しくは資料の提出をし、又は重要な事実を隠ぺいしたとき。

ハ　質問票に記載した事実に重要な変更が生じた場合において、当該変更の内容を説明する書類をカジノ管理委員会に提出することを怠ったとき。

２　記載要領

⑴　記載すべき事項がないときは、所定の欄に「該当なし」と記載してください。記載すべき内容について相当の調査をしても分からないときは、所定の欄に「不明」と記載してください。

⑵　記載すべき事項が複数あるときは、その全てについて、直近のものから順次記載してください。所定の欄に全てを記載することができないときは、余白部分に記載してください。余白部分を用いても全てを記載することができないときは、所定の欄外に「別紙記載のとおり」と記載するとともに、この様式の例により作成した書面に記載して、該当する質問のページの次に別紙として添付してください。この場合には、別紙の右上部に該当する質問番号を記載してください。パソコン、タブレット等を用いて記載するときは欄を増やしても差し支えありません。

⑶　更新の申請に際して質問票を作成する場合において、申請者が既にカジノ管理委員会に提出した質問票であって最終のものに示した各質問に対する回答から変更がないときは、各質問に設けた、変更がない旨のチェック欄の□にレ印を入れることで、質問に対する回答に代えることができます。

３　定義

この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　「カジノ事業等」とは、次のイ又はロのいずれかに該当するものをいいます。

イ　カジノ事業、カジノ施設供用事業、カジノ関連機器等製造業等、カジノ関連機器等外国製造業又は指定試験機関が行う試験事務（外国におけるこれらに相当するものを含みます。）

ロ　競馬、競輪、小型自動車競走、モーターボート競走、スポーツ振興投票、ジャンケット、ドッグレース等のギャンブル関係事業

⑵　「遊技場営業」とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第４号又は第５号に掲げる営業をいいます。